

# 忘れ物・落とし物(拾得物)の取扱いについて

当センターでは、以下の取扱いをさせていただきます。

- 1 忘れ物・落とし物があった日から1週間以内に富山南警察署会計課へ届出を行います。
- 2 生ものや食べ物及び下着・靴下等、衛生上、保管が困難なものは、処分いたします。

## 【処分の例示】

- ◆食べ物や飲み物は開封・未開封を問わず、利用者が施設退出後、廃棄。
- ◆水筒等の場合は、利用者が施設退出後、中の物を廃棄し、容器のみ保管。
- ◆下着、靴下、濡れた衣類等(水着・水泳帽は除く)は、利用者が施設退出後、廃棄。
- ◆使い捨て用品(髭剃り等)は、利用者が施設退出後、廃棄。

※財布・現金等については、なりすまし防止の観点からショーケース内に保管しておりませんので、スタッフにお問い合わせください。